

あさぎり町公告第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるので、同法19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

同法第19条第7項の規定により、利害関係人は当該地域計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

令和7年2月26日

あさぎり町長 北口 俊朗



1 地域計画の案の縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

自 令和7年 2月26日

至 令和7年 3月11日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

2 地域計画の案の縦覧場所

あさぎり町役場 農林振興課

3 意見の提出について

対象者 当該地域計画の利害関係者

提出先 あさぎり町役場 農林振興課

提出方法 氏名、住所、意見の内容を記載し、書面により提出

※法人その他の場合はその名称、代表者の氏名及び所在地を、私人である場合は氏名及び住所の公表の意志の有無を記載

提出期限 令和7年3月11日

注意事項 なし